

決 裁 伺 書

(決裁日付) 	(処理期限) 平成 年 月 日	(決裁区分) 知 副 出 部 次 (課) 係 事 知 納 長 長 長 長 長 長 事 事 長 長 長 長 長 長																																																			
	(起案日) 平成 11 年 8 月 10 日	(取扱区分) 例 公 親 書 配 内 ミ 規 報 展 留 達 容 リ 載 載 展 留 証 証 フ 載 載 展 留 証 証 送 載 載 展 留 証 証 信																																																			
(文書分類) 大 中 小 (L) (I) (O)	(施行日) 平成 年 月 日	(保存期間) 永年 () 年 10 年 5 年 3 年 1 年			引 継 廃 棄	年 月 年 月																																															
(公印使用) ☒ 要 ☐ 不要	(起案者) 所 属 衛生管理課 職氏名   TEL 3456																																																				
<table border="0"> <tr> <td>知 事 //</td> <td>副知事 //</td> <td>出納長 //</td> <td colspan="6"></td> </tr> <tr> <td>部長 //</td> <td>次長 //</td> <td>課長 </td> <td>課長補佐 </td> <td>係長 </td> <td>課員 </td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>次長</td> <td>課長</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>次長</td> <td>課長</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>次長</td> <td>課長</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> </table>									知 事 //	副知事 //	出納長 //							部長 //	次長 //	課長 	課長補佐 	係長 	課員 					次長	課長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	部長	次長	課長	〃	〃	〃	〃	〃	〃		次長	課長	〃	〃	〃	〃	〃	〃
知 事 //	副知事 //	出納長 //																																																			
部長 //	次長 //	課長 	課長補佐 	係長 	課員 																																																
	次長	課長	〃	〃	〃	〃	〃	〃																																													
部長	次長	課長	〃	〃	〃	〃	〃	〃																																													
	次長	課長	〃	〃	〃	〃	〃	〃																																													
(標題) 不用大引取業務実施要領及び不用ねこ引取り業務実施要領の改正について																																																					
(同い) このことについて、下記の理由により別紙改正案(新旧対照表)のとおり改正してよろしいか。 なお、決裁の上で、別案 1、2 のとおり施行してよろしいか。																																																					

記

1 改正の内容

不用犬及び不用ねこの「不用」を削る。

なお、同時に語句を統一し、様式の改正と不要な様式を削除する。

2 改正の理由

犬の引取りについては、平成6年度までは狂犬病予防法施行規則（昭和25年省令第52号）第8条の規定に基づく所有権の放棄を根拠として実施されていたが、平成6年度の同法改正（第13次改正）に伴って根拠条文が削除されたため、平成7年度からは動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年法律105号以下「動管法」という。）第7条の規定に基づき、不用犬引取業務実施要領を制定して実施されている。

また、ねこの引取りについては、市町村及び飼い主の要請が強くなったのを背景に昭和58年度から、動管法第7条の規定に基づき、不用ねこ引取り業務実施要領を制定して、（財）宮崎県公衆衛生センターに委託して実施している。

近年、動物愛護に対する関心が高まり、「不用」等の文言は全国的に使用されなくなりつつあるので、本県においても削除すると同時に様式等所要の改正を行うものである。

(犬及びねこの引取り)

第7条 都道府県又は政令で定める市（以下「都道府県等」という。）は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事又は当該政令で定める市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

3 都道府県知事は、市町村長（第1項の政令で定める市の長を除き、特別区の区長を含む。）に対し、第1項（前項において準用する場合を含む。以下第6項及び第7項において同じ。）の規定による犬又はねこの引取りに関し、必要な協力を求めることができる。

4 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする公益法人その他の者に犬及びねこの引取りを委託することができる。

5 都道府県等は、第1項の引取りに関し、条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

6 内閣総理大臣は、関係行政機関の長と協議して、第1項の規定により引取りを求められた場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

7 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第1項の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

(負傷動物等の発見者の通報措置)

第8条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物又は犬、ねこ等の動物の死体を発見した者は、すみやかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があったときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

3 前条第6項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

(犬及びねこの繁殖制限)

第9条 犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

(動物を殺す場合の方法)

第10条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与

2 4 5 - 3 3 0
平成11年8月11日

各保健所長 殿

福祉保健部長

不用犬引取業務実施要領及び不用ねこ引取り業務実施要領の改正について
(通知)

犬及びねこの引取りについては、動物の保護及び管理に関する法律（昭和58年法律105号）第7条の規定に基づき、「不用犬引取業務実施要領（平成7年4月1日施行）」及び「不用ねこ引取り業務実施要領（昭和58年4月1日施行）」を制定して実施してきたところですが、今回別紙新旧対照表のとおり、要領から「不用」の文字を削除するとともに様式等を改正しましたので、よろしく御承知願います。

(文書取扱 衛生管理課)

2 4 5 - 3 3 0
平成11年8月11日

財団法人  宮崎県公衆衛生センター
理事長 鈴木 仁 一 様

宮崎県福祉保健部長

不用犬引取業務実施要領及び不用ねこ引取り業務実施要領の改正について
(通知)

動物管理業務につきましては、日頃から格別の御配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、犬及びねこの引取りについては、動物の保護及び管理に関する法律（昭和58年法律105号）第7条の規定に基づき、「不用犬引取業務実施要領（平成7年4月1日施行）」及び「不用ねこ引取り業務実施要領（昭和58年4月1日施行）」を制定して実施してきたところですが、今回別紙新旧対照表のとおり、要領から「不用」の文字を削除するとともに様式等を改正しましたので、よろしく御承知願います。

(文書取扱 衛生管理課)

改 正 案	現 行
<u>犬の引取り業務実施要領</u> 1 目的 この要領は、動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年法律105号以下「法」という。）第7条1項に規定する犬の引取りに関する事項を定め、もって円滑な引取業務の推進に資することを目的とする。 2 引取りの対象 所有者から引取りを求められた犬についてのみ対象とする。 3 引取り業務 犬の引取り業務は、保健所が行うものとする。この場合において、保健所長は、必要に応じて市町村長並びに（財）宮崎県公衆衛生センター理事長に協力を求めることができる。 4 引取り申請 犬の引取りの申請を行おうとする者は、<u>犬の引取り申請書</u>（別記様式）を保健所長に提出するものとする。 なお、保健所長は、その申請書の写しを関係市町村長に送付するものとする。 5 引取り方法等 （1）保健所長は、<u>引取り日時及び場所</u>を指定することができる。 （2）<u>引取り時間</u>は、勤務時間内とする。 6 その他 当該犬の鑑札及び注射済票は、返納させるものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。 附 則 この要領は、平成11年9月1日から施行する。	<u>不用犬引取業務実施要領</u> 1 目的 この要領は、動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年法律105号以下「法」という。）第7条1項に規定する犬の引取りに関する事項を定め、もって円滑な引取業務の推進に資することを目的とする。 2 引取りの対象 所有者から引取りを求められた犬（以下「<u>不用犬</u>」という。）についてのみ対象とする。 3 引取業務 <u>不用犬の引取業務</u>は、保健所が行うものとする。この場合において、保健所長は、必要に応じて市町村長並びに（財）宮崎県公衆衛生センター理事長に協力を求めることができる。 4 引取申請 <u>不用犬の引取りの申請</u>を行おうとする者は、<u>不用犬引取申請書</u>（別記様式）を保健所長に提出するものとする。 なお、保健所長は、その申請書の写しを関係市町村長に送付するものとする。 5 引取方法等 （1）保健所長は、<u>引取日時及び場所</u>を指定することができる。 （2）<u>引取時間</u>は、勤務時間内とする。 6 その他 当該犬の鑑札及び注射済票は、返納させるものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。 附 則 この要領は、平成7年4月1日から実施する。

改正案

現行

別記様式 (4関係)

犬の引取り申請書

平成 年 月 日

保健所長 殿

住所
所有者
氏名

㊟

所有権が喪失することを承知し、下記犬の引取りを申請します。
なお、当該犬の処分、譲渡等一切お任せします。

記

種 類	毛 色	名	生 年 月 日	性 別	体 格
				おすめす	
登録実施 年 月 日	平成 年 月 日	登録番号			
注射実施 年 月 日	平成 年 月 日	注射番号			
申請の理由	・子犬が生まれたが <u>引取り</u> 者がいないため。 ・犬が（よく鳴くため、狂暴なため、病気のため、増えたため、苦情が多いため） ・その他（ ）				

注1 鑑札及び狂犬病予防注射済票は、返還すること。

注2 狂犬病予防注射年月日は、最新の実施年月日を記入のこと。

注3 申請の理由は、該当する事項に○または、必要事項を記入すること。

別記様式

不用犬引取申請書

平成 年 月 日

保健所長 殿

住所
所有者
氏名

印

所有権が喪失することを承知し、下記犬の引取りを申請します。
なお、当該犬の処分、譲渡等一切お任せします。

記

種 類	毛 色	名	生 年 月 日	性 別	体 格
				おすめす	
登録実施 年 月 日	平成 年 月 日	登録番号			
注射実施 年 月 日	平成 年 月 日	注射番号			
申請の理由	・子犬が生まれたが <u>引取</u> 者がいないため。 ・犬が（よく鳴くため、狂暴なため、病気のため、増えたため、苦情が多いため） ・その他（ ）				

注1 鑑札及び狂犬病予防注射済票は、返還すること。

注2 狂犬病予防注射年月日は、最新の実施年月日を記入のこと。

注3 申請の理由は、該当する事項に○または、必要事項を記入すること。

改 正 案	現 行
<u>ねこの引取り業務実施要領</u> 1 目的 この要領は、動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第7条第1項に規定する<u>ねこの引取りに関する事項を定め、もって円滑な引取り業務の推進に資することを目的とする。</u> 2 引取りの対象 <u>所有者から引取りを求められたねこについてのみ対象とする。</u> 3 引取り業務 <u>ねこの引取り業務は、（財）宮崎県公衆衛生センターに委託して保健所又は犬管理所で行うものとする。</u> 4 引取り方法等 (1)所有者から<u>ねこの引取りを求められたときは、宮崎県使用料及び手数料徴収条例に規定する手数料を添えてねこ処分申込書（別記様式1）を提出させ、麻袋に入れ逃げないようにして持参したものを狂犬病予防技術員又は犬管理所勤務員が引取るものとする。</u> (2)麻袋以外の容器等に入れて持参した<u>ねこ</u>については、所有者が麻袋に入れ替え、逃げないようにしたものを引取るものとする。 (3)引取り時間は、勤務時間内とする。 5 ねこの処分等 麻袋に入ったねこは、麻袋のまま<u>安楽死処分し焼却するものとする。</u> 6 報告等 <u>引取り（件数・頭数）、処分の状況については、各犬管理所において別記様式2により記録するとともに、保健所長は引取り、処分の状況等を動物管理月報により福祉保健部長に報告することとする。</u> 附 則 この要領は平成11年9月1日から施行する。	<u>不用ねこ引取り業務実施要領</u> 1 目的 動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第7条で「<u>都道府県は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引取らなければならない。</u>」と規定されており、さらに市町村及びねこの飼育者からの強い要請もあり、<u>不用ねこの引取りを実施するものである。</u> 2 引取りの対象 <u>所有者の明らかなねこについてのみ引取りを実施するものである。</u> 3 引取り機関 <u>不用ねこの引取り業務は、（財）宮崎県公衆衛生センターに委託する。</u> 4 引取り場所等 (1)<u>引取り場所は、県内4カ所の犬管理所とする。</u> (2)<u>引取り時間は、勤務時間内とする。</u> 5 引取り方法 (1)所有者から<u>不用ねこの引取りを求められたときは、宮崎県使用料及び手数料徴収条例に規定する手数料を添えて不用ねこ処分申込書を提出させ、麻袋に入れ逃げないようにして持参したものを犬管理所勤務員又は狂犬病予防技術員が引取るものとする。</u> (2)麻袋以外の容器等に入れて持参した<u>不用ねこ</u>については、所有者が<u>犬管理所において麻袋に入れ替え、逃げないようにしたものを引取るものとする。</u> 6 手数料 <u>不用ねこの引取りに要する手数料は、ねこ一匹（子ねこにあっては、一腹）500円とする。</u> 7 ねこの処分等 麻袋に入ったねこは、麻袋のまま<u>殺処分し焼却するものとする。</u> 8 報告等 <u>不用ねこの引取り、処分の状況については、各犬管理所において別記様式2により記録するとともに、公衆衛生センター理事長は、その引取り、処分の状況を毎月別記様式3により、翌月の5日までに環境保健部長に報告するものとする。</u> 附 則 この要領は、昭和58年4月1日から実施する。